

計 画

障がい福祉基本計画を 策定しました

町では、障がいを持つ方も持たない方も共に分かり合い、支え合いながら暮らせる共生のまちを目指し、また障がいを持つ方が地域で自立した生活を送ることができるよう当別町障がい福祉基本計画を策定しました。

計画書は、町ホームページ、または福祉課障がいサービス係窓口でご覧になることができます。

■基本理念

- ・障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます。
- ・みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
- ・地域の支援力を高めます。

■基本方針

- ・地域で支えます。
- ・障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます。
- ・働くことを支えます。
- ・発達を支えます。
- ・障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します。

▼問合せ

福祉課障がいサービス係
(ゆとろ内・☎25 - 2665)



納 税

5月は軽自動車税・自動車税 の納付月です

軽自動車税及び自動車税の納期限は5月31日(木)です。忘れずに納めましょう。軽自動車税及び自動車税はコンビニでも納税できますのでご利用ください。

なお、納税証明書は車検更新の際に必要となりますので、車検証と一緒に保管してください。

▼軽自動車税の問合せ

役場納税課 (☎23 - 2341)

▼自動車税の問合せ

北海道石狩振興局納税課
(☎011 - 281 - 7910)

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ町税の納付や相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

5月10日(木)・24日(木)
(19時30分まで)

▼問合せ

納税課 (☎23 - 2341)

検 査

小型はかりの定期検査です

町内で事業を営み、小型はかり(能力が1t未満)を取引や証明に使用している場合、年に一度の検査が義務づけられています。該当する事業者には別途通知します。

▼検査日時

5月30日(水)9時～16時30分、
31日(木)9時～12時

▼場所 役場第二庁舎

▼検査機関 北海道計量検定所

▼問合せ 環境生活課町民生活係
(☎23 - 3209)

募 集

田植え体験の 参加者を募集します

篠津地域農業体験学習で田植え体験の参加者を募集します。

▼開催日時

6月9日(土)10時～

▼開催場所

篠津運河沿い川南揚水機場周辺
(蕨岱34線南3号)
※当別駅から会場まで無料送迎車運行(8時30分～9時30分の間に2便)

▼内容

田植え、どじょうすくい、農産物直販、運河ボート下り、ぽん菓子実演配布他。

▼募集人員 300名

※定員になり次第締切ります。

▼参加申込

電話・FAX・E-mailにてお申込みください。

※子供一人でも参加可。未就学児は保護者同伴。

▼申込締切 5月25日(金)

▼参加費 無料

▼昼食

昼食コーナーにて販売します。弁当持参も可。

▼申込み・問合せ

水土里ネットしのつ中央・篠津中央土地改良区総務課総務係
(☎23 - 2359/FAX23 - 2584/
E-mail:sakamoto@shinotsu-chuoh.jp)



公 募

「ゆとりっち稲穂」分譲地 購入者を公募します

当別町が保有する宅地分譲地「ゆとりっち稲穂」の購入者を公募します。

▼販売区画数 20区画

▼場所 末広・下川町
(当別中学校グラウンド東隣)

▼区画面積

287.97㎡～468.25㎡

▼1区画の価格

262.4万円～1,475.4万円

▼募集期間

5月1日(火)～15日(火)
※応募重複した区画は抽選です。

▼抽選日 5月21日(月)

▼申込み 美しいまちづくり課都
市づくり係 (☎23-3198)

手 当

児童扶養手当額が 変更になりました

平成24年4月分からの児童扶養手当額が変更になります。

■児童1人

全部支給：月額41,430円

一部支給：月額41,420～9,780円

■児童2人

全部支給：月額46,430円

一部支給：月額46,420～14,780円

■児童3人

全部支給：月額49,430円

一部支給：月額49,420～17,780円

▼問合せ 福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

保 健 所

女性の健康サポートセンター を開設しています

江別保健所では、女性の健康サポートセンターを開設しています。女性の妊娠、出産等をはじめとした女性特有の身体的特徴から生じる様々な健康についての相談を実施しています。

女性の健康相談ダイヤル

随時行っています。

▼問合せ 江別保健所

(☎011-383-2111)

女性の健康相談の日

▼日時 毎月第2火曜日 13時
30分～15時30分

※前日までにご予約ください。

※日程が変更になる場合があります。

▼場所 江別保健所

▼対象 江別市・石狩市・当別町・
新篠津村にお住まいの方

▼料金 無料

▼申込先

江別保健所子ども・保健推進課

(☎011-383-2111)



保 健 所

江別保健所では 相談・検査を行っています

江別保健所では、HIV抗体検査、肝炎ウイルス検査(B型、C型)、HTLV-1の相談及び検査を実施しています。

▼期間 平成25年3月まで
※日程をご確認の上、事前にご予約願います。

▼料金 原則無料

※健診目的の場合は有料になることもあります。

▼場所 江別保健所

▼申込み 江別保健所子ども・保健推進課保健予防係 (☎011-383-2111)・HIV相談専用 (☎011-383-3449)

URL <http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hfc/>

水 道

給水装置はお客さまの財産です

水道本管から分かれてご家庭に引き込まれた給水管と、これに直結して取り付けてある水道メーター、水抜き栓、蛇口などをまとめて「給水装置」といいます。水道メーターから蛇口までの給水装置はお客さまの財産となるため、修理にかかる費用は、お客さまのご負担になります。なお、給水装置の工事は、当別町の指定給水装置工事業者にお申込みください。

▼問合せ 上下水道課業務係

(☎22-2411)

5/1～5/31は

集中美化強化月間

一人ひとりが環境景観を意識し、美しいまちづくりに努めましょう。

特定健診の健診項目が増えました

今年度も当別町国民健康保険に加入している年度中に40歳～74歳になる方を対象に特定健康診査を実施します。

特定健康診査は、糖尿病の有病者・予備群を減少させることを目的とした健診として実施しています。今年度は、これらの病気が進行し、心筋梗塞や脳血管疾患、腎臓病等になることを防ぐために、これまで町独自で追加実施していた「クレアチニン」「尿酸」検査に加え、「心電図」「貧血」「尿潜血」検査を増やしました。自己負担額は変わりません。

対象となる方には、特定健康診査受診券を送付します。また、前年度に巡回ドックや人間ドックを受診した方には、受診日が近くなってから送付します。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 4044)

後期高齢者健康診査のご案内

後期高齢者医療に加入している方を対象に健康診査を実施しています。病気の予防、病気を悪化させないためには定期的な健診が重要です。いくつになっても元気でいきいきと過ごすために、健診を受けて健康管理に努めましょう。

健診受診の際には、受診券（オレンジ色）が必要ですので、下記担当係まで申込みをしてください。

▼対象者

町内在住の後期高齢者医療の加入者

▼健康診査実施期間

5月1日（火）～平成25年3月31日（日）

▼料金 600円

▼持参する物 被保険者証、受診券（オレンジ色）

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 4044)

年金・国保のお話

【学生納付特例申請について】

国民年金保険料の納付が困難な場合、学生の方には学生納付特例制度があります。はじめて申請をする方は、在学証明書の写しまたは学生証の写し等の添付が必要です。

また、平成23年度に学生納付特例の承認を受けており、平成24年度も引き続き学生で、同じ学校等に在学される方は、3月末に送付されているハガキ形式の申請書に必要事項を記入し返送すると、平成24年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書の写し等の添付は不要です。

なお平成24年度は、学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にお申し出ください。

■年金出張相談所の開設

日時 5月22日（火）10時～15時

場所 商工会館（錦町）

主催 札幌北年金事務所

※年金相談は予約制です（相談予約専用ダイヤル☎011-717-4133）。また、代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

▼年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

【国民健康保険税額の課税限度額を改定します】

国民健康保険の給付金額の増加に対応し、国保の健全経営を維持・推進するため、平成24年度から算出区分ごとの課税限度額を下表のとおり改定します。

区分	改正前	改正後
医療分	50万円	51万円
後期高齢者支援分	13万円	14万円
介護分（40～64歳の方）	10万円	12万円

■この改定により、当別町が賦課する国民健康保険税の上限額は77万円となります（平成23年度までの上限額は73万円）。

■税率など、課税限度額以外の算出方法に変更はありません。

【ジェネリック医薬品に関するQ & A】

Q なぜ新薬からジェネリック医薬品への変更が推奨されているのですか？

A 家計の薬代が軽くなるのはもちろんですが、少子高齢社会の到来で増加傾向の国民医療費の削減効果も期待されています。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

国保税は必ず納めましょう！